

2011年12月9日

京都府知事 山田 啓二様

京都府障害者支援課課長 荒賀 正巳様

障害者権利条約の批准と完全実施を目ざす京都実行委員会  
実行委員長 竹下 義樹

## 申入書

師走の候、貴職におかれましては、府民の福祉向上のために邁進されておられますこと敬意を表します。

さて、先日当会事務局に「障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らせる京都づくり条例(仮称)制定委員会の設置について」のご案内に関し、事前のご連絡を頂いた由、ありがとうございます。

つきましては、内容等に関し、これまでの間、当会と貴職との間で種々お話ししていたことと趣旨および内容で異なると思われる部分があり、せつかくのご提案ではありますが、意見具申ならびに申しれをさせていただきます。

### 記

#### 一、 制定の表題(案)・趣旨に関して

私たちの認識からすれば、この条例の表題は、千葉県や愛知県(未)の例を参考にされたと思われませんが、千葉県の条例制定から既に数年の歳月があり、この間「障害者基本法の改正」「総合福祉法の骨格提言」さらには「障害者差別禁止法」などを視野に入れた動きがあることを認識した表題でなければならないと考えます。

また、趣旨文の原案に記載されている「障害に対する誤解や偏見等、京都府における現状や課題等を踏まえ……」の表現は、障害者が置かれている現状を非常に軽微なものとしての表現であり、差別・人権の表現が欠落していることに大きな不安を覚えます。

また、この受け止め方は、1981年の国際障害者年当時の古典的なものであり、近年に採択された国連による「障害者権利条約」の内容とは著しく乖離したものであります。

さらに、「いきいきと暮らせるノーマライゼーション……」などの表意は、権利条約においては明記されておらず、私たちのことを抜きに私たちのことを決めるな、

という理念の下にインクルーシブなものを目ざしているのが今日的であります。

## 二、 策定委員会の設置について

このことは二つの課題について触れますが、一つは、この委員会がなぜ節足に今年中の発足なのかということ。

障害当事者をはじめとする関係者が、そもそも事前の前触れもなく、京都府の今後の街づくりを左右していく重要な課題について急な意見を求めていくのか。

そもそも障害当事者の意見を真剣に聞こうとするならば、思考する時間も考慮し、ゆっくりした対応をしていただきたい。きわめて臨機応変に動ける団体・個人ならともかく、この呼びかけ自体が私たちの声を真摯に聞こうとしているのかどうか不安であります。

二つ目は、この選定案は、いかにも従来の委員構成のあり方を踏襲しているだけであり、新たに重要な条例を作ろうとするアイデアや概念の変革に欠けていると思われる。

委員構成のあり方は、今日の内閣府における「障害者制度改革推進会議」の「当事者委員を過半数とする」という委員構成を目安とするのが妥当なものであり、障害者権利条約においても、(障害者の)家族および施設関係者は障害当事者の範ちゅうではないことは明確であることを認識していただきたい。

また、拙速な意見とは思いますが、この委員会の委員長をどのような方法で選任されるのかも気になる場所であり、慎重な配慮もあわせてご検討願います。

以上、忌憚なく申し入れをさせていただきますが、京都府というかけがいのないふるさとの町がより良い環境になっていくための提案であり、ともに作っていく条例としての共同作業として、是非とも再考をお願いいたします。